

ひかりクラブ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人聖マッセヤ会が開設する、ひかりクラブ（以下「事業所」という）が行う、「指定放課後等デイサービス」（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定保護者（以下「利用者」という。）及び障害児に対し、適正な放課後等デイサービスを提供することを目的とする。この規程は、事業の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営の基本方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重して、常に利用者及び障害児の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、行政、学校、保健医療サービス及び他の福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条

- ① 名称 ひかりクラブ
- ② 所在地 津市産品中之谷732番の1

(職員の配置)

第4条 以下の職員を配置する。

- ① 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を行うと共に、従業員に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- ② 児童発達支援管理責任者 1名（常勤・専従）

児童発達管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成業務のほか、事業所に対する指定放課後等デイサービス利用の申し込みに係る調整、従業員に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。

- ③ 児童指導員 2名（非常勤・専従2名）

児童指導員は、放課後等デイサービス計画に基づき障害児等に対し適切な指導等を行う。

- ④ 保育士 1名（常勤・専従）

保育士は、放課後等デイサービス計画に基づき障害児等に対し適切な指導等を行う。

- ⑤ 訓練指導員 1名（非常勤・専従）

訓練指導員は、放課後等デイサービス利用児等に対し、適切な訓練指導等を行う。

- ⑥ その他の従業員 2名（常勤・専従1名、非常勤・専従1名）

その他の従業員は、放課後等デイサービス計画に基づき障害児等に対し適切な指導等を行う。

- ⑦ 障害福祉サービス経験者 1名（非常勤・専従）

障害福祉サービス経験者は、放課後等デイサービス計画に基づき障害児等に対し適切な指導等を行う。

(事業内容)

第5条 この事業所が提供する放課後等デイサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) デイサービス計画の作成
- (2) 日常生活の支援

- ① 日常生活における基本的な動作の指導
- ② 集団生活への適応訓練
- ③ 送迎支援
- ④ その他必要な支援

(事業の対象者・定員)

第6条 事業所の対象者は市町より放課後等デイサービスの支給決定を受けた者とする。

放課後等デイサービスの定員は10人とする。

(営業日および営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、事業所は特に必要があると認めるときは、これらの日に開業し、又は別に休業日を定めることができる。

(1) 営業時間

午前10時30分から午後5時30分

(2) サービス提供時間(7時間)

午前10時30分から午後5時30分

*前項の規定にかかわらず、利用者との協議により利用時間を変更することができる。

(利用の制限・停止)

第8条 学校保健法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第19条に規定される伝染病にかかっているとき、その他管理上支障のあるときは利用の制限・停止を設けることができる。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から、市町が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない放課後等デイサービスを提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。二項の支払を受ける額のほか、放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に供する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができるものとする。この場合の利用料金については別表に定める。

4 事業所は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付しなければならない。

5 事業所は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

別表～日常生活においても通常必要となるものに係る費用の利用料金

費目	1回の利用料金
おやつ代	¥100

教材費	¥ 5 0
昼食代	¥ 4 2 0
光熱費	¥ 1 0 0
コピー代	¥ 1 0
車両代	¥ 3 0 / 1 k m 当たり

(通常の事業の実施地域)

第 1 0 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

旧津市

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 1 1 条 サービスを利用するにあたって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第 1 2 条 事業所の従業者は、放課後等デイサービスの提供中に障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 1 3 条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第 1 4 条 提供した放課後等デイサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した放課後等デイサービスに関し、児童福祉法第 2 1 条の 5 の 2 1 第 1 項の規定により、監督官署が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該監督官署の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して監督官署が行う調査に協力するとともに、監督官署から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査又はあつせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 1 5 条 事業所は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 1 6 条 事業所は、従業者の資質向上のため研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後

においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人聖マッテヤ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成27年9月1日改正

平成28年4月1日改正

平成28年6月1日改正

平成30年4月1日改正